

## 弘前市総合学習センター 機械警備業務仕様書

この警備は、対象の施設、備品の破損や盗難、火災等を防止するとともに、その他不良行為を早期に排除し、発注者（以下「甲」という。）の財産の保全を図るものとする。

## 1 警備対象

所在地 弘前市大字末広4丁目10番地1

名称 弘前市総合学習センター

## 2 警報装置の設置

- 1) 受注者（以下「乙」という。）は、機械警備実施のために必要な機械・機器その他器具（以下「警報装置」という。）を警備対象に設置するものとする。
- 2) 乙は、既設の自動火災報知設備にその作動を感知する警報装置を設置しなければならない。
- 3) 乙は、各警報装置の正常作動を自動的に確認し得るに必要な機器を設置するとともに、警備実施期間中は警備対象の異常を監視することにより、異常事態に備えなければならない。
- 4) 警備対象の警報装置と乙との間の信号の送受信は、甲の電話回線を使用し、電話回線の切断等送受信不能を確認できるものとする。

## 3 機械警備の開始と終了

本業務は、次のとおりとする。ただし、当該時間にかかわらず、警備対象が無人の状態になり甲からの警報装置作動開始の通報があったときに始まり、解除の通報により終了する。

- 1) 開館日 午後10時15分から翌朝8時30分まで
- 2) 休館日 全日

※休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までをいう。

## 4 異常事態への対処

- 1) 前条の規定により機械警備を実施しているときは、乙は常に警備対象からの異常信号の有無を監視し、警備対象の異常事態に備えなければならない。

- 2) 乙は、異常信号を受信したとき又は発見したときは、次の処置を講じなければならない。
    - ① 火災の場合は、直ちに消防機関へ通報するとともに、警備員を現場へ急行させて適切な処置を講じ、当該施設の緊急連絡先及び所轄の警察機関等（以下「所要機関」という。）へ連絡すること。
    - ② 前号を除く異常の場合は、直ちに警備員を現場に派遣し、異常内容を確認のうえ、その状況の応じて所要機関へ連絡するなど、適切な処置を講ずること。
  - 3) 乙は、機械警備実施中に発生した異常について、速やかに異常内容及びその処置の方法等について、甲に文書で報告しなければならない。
- 5 即応対制の警備
- 乙は、異常事態に速やかに対処できるよう必要な数の警備員及びその待機所並びに車両 その他の装置を適切に配置しておかなければならない。
- 6 緊急連絡先の通知
- 甲は、緊急連絡先をあらかじめ乙に通知するものとする。
- 7 甲乙事前協議事項
- 次に掲げる事項については、甲乙が事前に協議して定めるものとする。
- ① 警報装置取付箇所
  - ② 甲が乙に貸与する鍵の種類及び数（必要最小限とする。）
  - ③ 乙が甲に貸与する警報装置の作動、停止の操作に要するキーカードの枚数
- 8 鍵等の管理
- 1) 甲が乙に貸与した鍵及び乙が甲に貸与したキーカードは、両者において厳重に管理しなければならない。
  - 2) 前項の鍵及びキーカードは、警備業務の目的達成のためにのみ使用し、他の目的に転用又は第三者に貸与若しくは譲渡してはならない。
- 9 事前連絡
- 本仕様書により定められた機械警備実施中に、甲において施設を使用する場合は、あらかじめ使用する日時及び使用責任者の職・氏名を乙に連絡するものとする。

1 0 警報装置の保守管理

- 1) 乙は、警報装置を正常に維持するため、毎日警報装置の機能を点検しなければならない。
- 2) 乙は、定期的に総合点検を実施し、その点検結果を甲に報告しなければならない。
- 3) 乙は、故障等により警報装置の作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じ、速やかに復旧しなければならない。

1 1 機械警備不能事態の対処

何らかの事情により機械警備が不能となった場合は、甲乙協議のうえ、乙は、その期間の警備計画を定め、警備員による警備体制をとらなければならない。

1 2 警備状況の月次報告

乙は、毎月の警備の状況を翌月 10 日までに書面により甲へ報告しなければならない。

1 3 賠償保険

乙は、契約書第 10 条第 1 項の規定による損害賠償については、1 事故につき 10 億円を限度として、賠償保険によりその損害を賠償するものとする。

1 4 その他

乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。